

北海道核燃料税条例施行規則の概要

1 趣旨

北海道核燃料税条例（平成30年北海道条例第4号。以下「条例」という。）の制定に伴い、同条例の施行に関し必要な事項を定めるため、この規則を制定しようとするものである。

2 内容

条項	主な規定内容
第1条	この規則は、条例の施行に関し必要な事項を定めるものであることを定める。
第2条	条例第8条第1項及び第2項に規定する申告書並びに同条第3項に規定する修正申告書の様式について定める。
第3条	第1項 条例第8条第1項の申告納付期限の指定を受けようとする者は、同項の申告納付期限の15日前までに、知事に申請書を提出しなければならないこと及びその申請書の様式について定める。
	第2項 知事は、第1項の申請書の提出があったときは、これを審査し、申告納付期限を指定するかどうかを決定し、その旨を申請者に通知すること及びその通知書の様式について定める。
第4条	地方税法（昭和25年法律第226号）第276条第4項の更正若しくは決定の通知、同法第278条第6項の過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は同法第279条第5項の重加算金額の決定の通知に用いる様式について定める。
第5条	賦課徴収はこの規則に定めるほか、北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の定めるところによることを定める。
その他	必要な様式を定める。

3 施行期日等

（施行期日）

1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 北海道核燃料税条例施行規則（平成25年北海道規則第72号）は、この規則の施行後も、北海道核燃料税条例（平成25年北海道条例第8号）附則第5項の規定により同条例がなおその効力を有することとされる限りにおいて、なおその効力を有する。

（北海道税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

3 北海道税条例施行規則の一部を改正する規則（平成29年北海道規則第49号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「北海道核燃料税条例施行規則（平成25年北海道規則第72号）」を「北海道核燃料税条例施行規則（平成30年北海道規則第60号）」に改める。